

配水管改良要望取扱基準

平成19年 4月 1日施行

1 目的

上水道整備地区内における既設配水管において、口径不足又は老朽化等によって給水に支障がある場合に、使用者の要望に基づき効率的な改良工事の実施を目的とする。

2 適用範囲

本基準が適用できる範囲は次のものとする。

ア．浜松市上下水道部が維持管理をしている配水管であること。

イ．原則として、要望者が上水道を使用(飲用水として給水)していること。

ウ．原則として、既存建築物の給水方式変更に伴う改良(50mmを超える)でないこと。

3 要望者の負担

既設給水装置の切替工事については、原則的に費用負担はないが、引き込み口径の増径や引き込み位置を変更する場合、及び宅内配管については、各自の負担とする。

4 要望書

改良要望者は、別に定める上水道改良要望書及び、添付書類をあらかじめ水道事業及び下水道事業管理者に提出すること。

5 添付書類

改良要望者は、必要に応じ次の添付書類を上水道改良要望書に併せて提出すること。

(1) 給水要望チェックリスト

(2) 位置図

(3) 建築確認済証の写し(既存建築物については、省略できる。)